

みずほフィナンシャルグループの中間連結財務諸表

■ みずほフィナンシャルグループの中間連結財務諸表

当社は、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について証券取引法第

193条の2の規定に基づき監査法人の監査証明を受けています。

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成14年度 (平成15年3月31日現在)	平成15年度中間期 (平成15年9月30日現在)
(資産の部)		
現金預け金	7,849,717	7,012,827
コールローン及び買入手形	641,908	446,948
買現先勘定	3,736,424	4,054,119
債券貸借取引支払保証金	6,297,721	7,682,677
買入金銭債権	1,209,540	942,770
特定取引資産	9,919,083	9,150,593
金銭の信託	33,540	32,138
有価証券	23,816,574	27,156,529
貸出金	69,210,035	67,990,151
外国為替	720,519	730,491
その他資産	4,904,656	5,318,127
動産不動産	1,632,851	1,557,180
債券繰延資産	1,041	765
繰延税金資産	2,130,243	1,672,098
支払承諾見返	4,145,411	3,923,369
貸倒引当金	△2,211,366	△2,181,117
投資損失引当金	△5,156	△4,977
資産の部合計	134,032,747	135,484,694
(負債の部)		
預金	65,257,901	65,606,248
譲渡性預金	6,964,740	8,723,542
債券	11,696,391	10,705,987
コールマネー及び売渡手形	11,185,809	9,330,788
売現先勘定	8,209,283	6,879,857
債券貸借取引受入担保金	4,140,383	8,203,716
コマースナル・ペーパー	627,400	781,500
特定取引負債	6,278,262	6,527,425
借入金	1,454,826	1,473,260
外国為替	190,878	229,315
短期社債	—	70,000
社債	2,468,606	2,364,428
新株予約権付社債	3,858	—
信託勘定借	1,489,463	1,332,829
その他負債	5,526,554	4,537,370
賞与引当金	36,969	28,086
退職給付引当金	26,562	28,924
債権売却損失引当金	25,561	6,465
偶発損失引当金	141,124	142,103
特別法上の引当金	884	1,016
繰延税金負債	4,276	15,694
再評価に係る繰延税金負債	258,515	252,417
支払承諾	4,145,411	3,923,369
負債の部合計	130,133,666	131,164,349
(少数株主持分)		
少数株主持分	1,038,013	1,045,607
(資本の部)		
資本金	1,540,965	1,540,965
資本剰余金	2,599,552	1,262,267
利益剰余金	△1,404,992	173,583
土地再評価差額金	380,120	369,212
その他有価証券評価差額金	△24,600	142,410
為替換算調整勘定	△95,786	△79,562
自己株式	△134,190	△134,139
資本の部合計	2,861,066	3,274,737
負債、少数株主持分及び資本の部合計	134,032,747	135,484,694

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成14年度	平成15年度中間期
	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	(平成15年4月1日から 平成15年9月30日まで)
経常収益	3,435,997	1,743,165
資金運用収益	1,991,236	823,600
(うち貸出金利息)	(1,433,961)	(602,522)
(うち有価証券利息配当金)	(347,927)	(148,803)
信託報酬	55,460	26,846
役務取引等収益	490,182	245,161
特定取引収益	244,524	129,113
その他業務収益	416,972	279,267
その他経常収益	237,620	239,176
経常費用	5,566,544	1,237,723
資金調達費用	734,859	238,432
(うち預金利息)	(181,037)	(57,479)
(うち債券利息)	(117,776)	(49,695)
(うち債券発行差金償却)	(3,146)	(535)
役務取引等費用	79,647	48,760
その他業務費用	150,217	119,398
営業経費	1,237,641	572,175
その他経常費用	3,364,178	258,957
経常利益(△は経常損失)	△2,130,547	505,442
特別利益	5,813	124,522
特別損失	137,438	52,871
税金等調整前中間純利益(△は税金等調整前当期純損失)	△2,262,172	577,093
法人税、住民税及び事業税	22,288	22,107
法人税等調整額	30,505	268,601
少数株主利益	62,205	30,987
中間純利益(△は当期純損失)	△2,377,172	255,397

中間連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	平成14年度	平成15年度中間期
	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	(平成15年4月1日から 平成15年9月30日まで)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	353,765	2,599,552
資本剰余金増加高	2,245,787	11
増資による新株の発行	540,965	—
自己株式処分差益	—	11
株式交換及び会社分割による資本剰余金増加高	1,704,822	—
資本剰余金減少高	—	1,337,295
欠損てん補に伴う利益剰余金への振替	—	1,337,295
資本剰余金中間期末(期末)残高	2,599,552	1,262,267
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	997,265	△1,404,992
利益剰余金増加高	29,899	1,600,723
中間純利益	—	255,397
欠損てん補に伴う資本剰余金からの振替	—	1,337,295
土地再評価差額金取崩による利益剰余金増加高	29,899	8,029
利益剰余金減少高	2,432,157	22,147
当期純損失	2,377,172	—
配当金	54,985	22,147
役員賞与	0	—
利益剰余金中間期末(期末)残高	△1,404,992	173,583

みずほフィナンシャルグループの中間連結財務諸表

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	平成14年度	平成15年度中間期
	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	(平成15年4月1日から 平成15年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益(△は税金等調整前当期純損失)	△2,262,172	577,093
減価償却費	144,182	69,911
連結調整勘定償却額	68,597	△90
持分法による投資損益(△)	3,491	△1,203
貸倒引当金の増加額	263,907	△26,811
投資損失引当金の増加額	△1,682	△178
債権売却損失引当金の増加額	△24,085	△19,096
偶発損失引当金の増加額	6,920	978
賞与引当金の増加額	15,167	△9,247
退職給付引当金の増加額	△36,501	15,821
資金運用収益	△1,991,236	△823,600
資金調達費用	734,859	238,432
有価証券関係損益(△)	708,795	△252,766
金銭の信託の運用損益(△)	988	△266
為替差損益(△)	116,110	21,348
動産不動産処分損益(△)	100,818	35,809
退職給付信託設定関係損益(△)	△43,847	△60,474
特定取引資産の純増(△)減	△2,111,812	822,346
特定取引負債の純増減(△)	1,508,735	214,478
貸出金の純増(△)減	15,264,686	1,004,473
預金の純増減(△)	△8,833,571	733,150
譲渡性預金の純増減(△)	△4,513,175	1,758,753
債券の純増減(△)	△3,614,499	△990,403
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	23,356	20,920
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減	1,027,730	△70,836
コールローン等の純増(△)減	△2,509,156	316,395
債券借入取引担保金の純増(△)減	3,313,727	—
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△6,297,721	△1,384,955
コールマネー等の純増減(△)	5,294,445	△3,359,375
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	△77,856	154,100
債券貸付取引担保金の純増減(△)	△4,050,050	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	4,140,383	4,063,333
外国為替(資産)の純増(△)減	463,947	△28,425
外国為替(負債)の純増減(△)	△517,285	41,554
短期社債(負債)の純増減(△)	—	70,000
普通社債の発行・償還による純増減(△)	△50,228	△5,814
信託勘定借の純増減(△)	△286,941	△156,634
資金運用による収入	2,085,777	878,892
資金調達による支出	△844,916	△282,097
その他	671,265	△518,193
小計	△2,108,846	3,047,322
法人税等の支払額	△87,315	△13,526
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,196,162	3,033,795
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△59,435,925	△35,053,167
有価証券の売却による収入	48,003,018	23,700,305
有価証券の償還による収入	11,261,664	7,712,650
金銭の信託の増加による支出	△20,364	△5,117
金銭の信託の減少による収入	54,340	7,899
動産不動産の取得による支出	△94,326	△22,572
動産不動産の売却による収入	25,257	17,157
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入	—	50,716
投資活動によるキャッシュ・フロー	△206,336	△3,592,128
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	243,000	10,109
劣後特約付借入金金の返済による支出	△1,335,000	△10,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入	75,000	11,800
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出	△485,778	△115,697
株式の発行による収入	1,081,930	—
少数株主からの払込みによる収入	118,500	—
配当金支払額	△54,985	△22,147
少数株主への配当金支払額	△36,424	△35,758
自己株式の取得による支出	△263	△35
財務活動によるキャッシュ・フロー	△394,021	△161,729
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	72	△792
V 現金及び現金同等物の増加額	△2,796,448	△720,855
VI 現金及び現金同等物の期首残高	9,847,366	7,048,505
VII 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額(△)	△2,413	—
VIII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	7,048,505	6,327,649

○中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(平成15年度中間期)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 125社

主要な会社名

株式会社みずほホールディングス
株式会社みずほ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ信託銀行株式会社
みずほ証券株式会社

なお、株式会社みずほアドバイザー他5社は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。

また、浙江第一銀行他18社は、売却、清算等により連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ONKD, Inc.

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社 29社

主要な会社名

株式会社千葉興業銀行
新光証券株式会社
日本抵当証券株式会社
芙蓉総合リース株式会社
興銀リース株式会社

なお、株式会社ワールドゲートウェイ他3社は、清算等により持分法適用の範囲から除いております。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

ONKD, Inc.
阪都不動産管理株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

4月末日	1社
6月末日	49社
7月末日	1社
9月末日	60社
12月最終営業日の前日	14社

(2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 資本連結手続に関する事項

株式会社みずほホールディングスは、株式会社みずほフィナンシャルグループを完全親会社とする株式交換を実施いたしました。

当該完全親会社関係の創設に関する資本連結手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親会社関係を創設する場合の資本連結手続」(日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号)

に準拠し、持分プーリング法に準じた会計処理を適用しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1か月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 動産不動産

動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	2年～20年

② ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

(5) 債券繰延資産の処理方法

① 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

② 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

みずほフィナンシャルグループの中間連結財務諸表

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,800,706百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。

過去勤務債務

その発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上

ております。

(追加情報)

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。

本処理に伴う当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として45,169百万円計上しております。

また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は、213,155百万円であります。

(10) 債権売却損失引当金の計上基準

株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金74百万円及び証券取引責任準備金942百万円であり、次のとおり計上しております。

(イ) 金融先物取引責任準備金

金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(ロ) 証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(会計方針の変更)

外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(15) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方によった場合と比較して、「その他資産」は6,771百万円増加、「その他負債」は6,714百万円増加しております。また、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ56百万円増加しております。

また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は255,687百万円、「特定取引負債」は302,896百万円、「その他資産」は631,019百万円、「その他負債」は583,810百万円それぞれ増加しております。

上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

(追加情報)

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性の評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,535,710百万円、繰延ヘッジ利益は1,460,980百万円であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の国内銀行連結子会社の為替スワップに係る収益及び費用は、前連結会計年度は、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示しております。その結果、従来の方法によった場合に比べ、「資金運用収益」及び「資金調達費用」、並びに「経常収益」及び「経常費用」はそれぞれ8,036百万円減少しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

追加情報

平成15年1月6日から施行されている「社債等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）に基づき発行した無券面のコマーシャル・ペーパーは、負債の部の「短期社債」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中短期社債利息として表示しております。

なお、約束手形として発行したコマーシャル・ペーパーは、従来どおり、負債の部の「コマーシャル・ペーパー」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中コマーシャル・ペーパー利息として表示しております。

○注記事項(平成15年度中間期)

中間連結貸借対照表関係

- 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式97,638百万円及び出資金421百万円を含んでおります。
- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計18,647百万円含まれております。
また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計87百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,492,440百万円、再貸付に供している有価証券は2,946百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,420,010百万円です。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は248,415百万円、延滞債権額は1,531,924百万円です。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,339百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は40,548百万円です。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,513,337百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,334,225百万円です。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,339百万円です。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は1,156,392百万円です。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,022,662百万円です。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

コールローン及び買入手形	6,200百万円
特定取引資産	4,452,689百万円
有価証券	12,755,455百万円
貸出金	4,736,956百万円
動産不動産	53百万円

 担保資産に対応する債務

預金	627,227百万円
コールマネー及び売渡手形	5,301,400百万円
売現先勘定	4,054,684百万円
債券貸借取引受入担保金	7,315,723百万円
借入金	357,140百万円

 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 7,949百万円、特定取引資産27,660百万円、有価証券2,106,366百万円、貸出金396,986百万円、買入金銭債権2,000百万円を差し入れております。
非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。
また、動産不動産のうち保証金権利金は143,540百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は24,683百万円です。
なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は15,911百万円です。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は46,150,570百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが42,890,543百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,912,648百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,705,748百万円です。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

13. 動産不動産の減価償却累計額 752,746百万円
 14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金647,260百万円が含まれております。
 15. 社債には、劣後特約付社債2,255,504百万円が含まれております。
 16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。

当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付

にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。

また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,819百万円を偶発損失引当金として計上しております(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5.会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照)。

17. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託819,884百万円、貸付信託1,030,946百万円であります。

中間連結損益計算書関係

1. その他経常収益には、株式等売却益151,926百万円及び退職給付信託設定益60,532百万円を含んでおります。
 2. その他経常費用には、貸出金償却91,393百万円及び貸倒引当金繰入額90,370百万円を含んでおります。
 3. 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間連結会計期間末までに対応する還付加算金相当額の合計

58,155百万円、厚生年金基金代行返上益45,169百万円、過去勤務債務の償却額等14,426百万円を含んでおります。

4. 特別損失には、動産不動産処分損36,942百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額15,796百万円を含んでおります。

中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成15年9月30日現在	(単位 百万円)
現金預け金勘定	7,012,827
中央銀行預け金を除く預け金	△685,178
現金及び現金同等物	6,327,649

リース取引関係

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 借手側

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

取得価額相当額	
動産	75,244百万円
その他	4,139百万円
合計	79,384百万円

減価償却累計額相当額	
動産	48,104百万円
その他	2,394百万円
合計	50,498百万円

中間連結会計期間末残高相当額	
動産	27,140百万円
その他	1,745百万円
合計	28,885百万円

- 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額
- | | |
|-----|-----------|
| 1年内 | 13,033百万円 |
| 1年超 | 32,154百万円 |
| 合計 | 45,188百万円 |

- 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- | | |
|----------|----------|
| 支払リース料 | 6,876百万円 |
| 減価償却費相当額 | 6,133百万円 |
| 支払利息相当額 | 582百万円 |

- 減価償却費相当額の算定方法

原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。

- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(2) 貸手側

該当ありません。

2. オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

- 未経過リース料

1年内	10,677百万円
1年超	98,322百万円
合計	108,999百万円

(2) 貸手側

- 未経過リース料

1年内	1,018百万円
1年超	9,368百万円
合計	10,386百万円

重要な後発事象

該当ありません。